

①防災基本計画の修正

②令和 6 年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（R6から増補）

（１）関連する法令の改正を踏まえた修正

○被災者支援の充実

- ・在宅・車中泊避難者への DWA T 派遣による福祉サービスの提供
- ・広域避難時の避難元・避難先自治体間の情報連携

○復旧・復興の迅速化

- ・事前復興まちづくり計画策定等による復興事前準備の推進

（２）令和 6 年能登半島地震を踏まえた修正

○被災者支援の充実

- ・避難生活における生活環境確保に係る取組の充実（携帯・簡易トイレの備蓄、スフィア基準に基づく備蓄物資の拡大、温かい食事提供のための体制確保等）
- ・協定・届出避難所に係る情報の事前把握
- ・迅速なプッシュ型支援のための国の備蓄物資の分散備蓄

○保健医療福祉支援の体制・連携の強化

- ・保健医療福祉活動チーム間の平時からの連携体制の構築
- ・発災後速やかな保健師等チームの充実・強化

○災害応急対応

- ・関係機関等と連携した孤立集落対策に係る訓練の実施
- ・発災後の各フェーズに応じて必要となる業務についてチェックできる手引き等の整備及び訓練・研修の実施
- ・食料・資器材等の準備等応援職員の受入体制の充実

○物資調達・輸送

- ・家庭内備蓄の推進（最低 3 日間、推奨 1 週間）

○インフラ・ライフラインの復旧迅速化、代替性の確保

- ・災害用井戸・湧水等の活用による代替水源の確保

○防災 D X の加速

- ・新総合防災情報システム（S O B O - W E B）や 新物資システム（B - P L o）の利活用促進、研修・訓練の実施

○住まいの確保・まちづくり

- ・迅速な被害認定調査のリモート判定等の仕組み等の整備

（３）その他の最近の施策の進展等を踏まえた修正

- ・避難所でのこども・若者の居場所の確保

南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更

○超広域かつ多分野にわたる被害への対応

- ・実効性のある対策を推進するため、被災状況を想定したシミュレーション等の実施と定量的な分析の推進
- ・適確な状況把握、応急対応のための最新技術の徹底活用

○時間差をおいて発生する地震への対策等の推進

- ・臨時情報発表時に取るべき具体的な行動の事前の検討

○複数の災害等への同時対応

- ・複合災害に備えたそれぞれの災害ごとの対策の充実と、より厳しい事象を考慮した対策の実施

○災害関連死防止のための生活環境整備等

- ・「場所（避難所）の支援」から「人（避難者）の支援」へ考え方を転換
- ・在宅避難、広域避難の推進

南海トラフ地震臨時情報 防災対応ガイドラインの改訂

○臨時情報の基本的な考え方を記載

- ・臨時情報が発表された時の対応は、あらかじめ決めておくことが極めて有効（推進基本計画と同内容）

その他

（１）大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドラインの改訂

- ・一斉帰宅抑制後の分散帰宅の促進

（２）新規締結協定

- ・災害時におけるドローンによる支援活動に関する協定（J U I D A）

関西防災・減災プラン（感染症対策編〈新型コロナウイルス等〉）改訂最終案の概要

1 関西防災・減災プランの位置づけ

- ・特措法及び感染症法上、新型コロナウイルス等対策の実施主体となる構成府県・連携県が行う対策のうち、関西圏域において統一的に取り組むべき対策や府県をまたがる対策、発生時に構成団体・連携県から要請を受けた対策等を行ううえで必要な広域的な調整について、広域連合が、構成団体・連携県及び国等の関係機関と連携して実施するための指針を示すもの

2 プランの目的

- ・感染拡大を可能な限り抑制し、府県民の生命及び健康を保護する
- ・府県民生活及び府県民経済に及ぼす影響が最小限となるように取り組む

3 主な改訂の内容

項目	旧プラン	新プラン
策定	平成26年6月策定 (令和6年3月：新型コロナウイルス感染症対応検証を踏まえた改訂)	国行動計画の抜本改正を踏まえた改訂
段階の整理	①未発生期 ②海外発生期 ③関西圏域内発生早期 ④関西圏域内感染期 ⑤小康期	①準備期（発生前の段階） ②初動期（国内で発生した場合を含め世界で可能性がある感染症が発生した段階） ③対応期（発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期～感染が拡大し病原体の性状等に応じて対応する時期～ワクチン等により対応力が高まる時期～収束し基本的な感染症対策に移行する時期）
平時の準備	未発生期の対応として記載	対策段階を3期（準備期、初動期、対応期）とし、情報発信のための体制整備や基本的な感染対策の普及・理解促進等、 準備期の取組を充実
対策項目	6項目 ①実施体制、②サーベイランス・情報収集 ③情報提供・共有、④予防・まん延防止、⑤医療、 ⑥府県民生活及び府県民経済の安定の確保	13項目に拡充 し内容を精緻化 ※赤字項目が新規 ①実施体制、②情報収集・分析、③サーベイランス、 ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション、⑤水際対策、 ⑥まん延防止、⑦ワクチン、⑧医療、⑨治療薬・治療法、 ⑩検査、⑪保健、⑫物資、⑬府県民生活・府県民経済

4 各対策項目ごとの広域連合の主な取組

	準備期	初動期	対応期
①実施体制	- 関西防災・減災プラン等の策定 - 構成団体・連携県と連携した研修や広域訓練の実施 国、構成府県・連携県、市町村及び指定公共機関等との連携強化	- 海外において発生の疑いを把握した場合や国内の感染動向を踏まえ情報収集体制をとる必要がある場合は、対策準備室を設置 - 海外において発生が確認された場合や政府の初動の対処方針について協議・決定がなされたときなど警戒体制を強化すると判断される場合は、警戒本部を設置 - 政府又は都道府県の対策本部が設置された場合は、対策本部を設置 国、構成団体・連携県、市町村、他分野事務局、経済団体等との連携強化	
②情報収集・分析	構成団体・連携県が収集した情報の集約・共有について、平時から体制を整備	- 構成団体・連携県の情報収集・分析から得られた情報を共有するための体制構築 - 構成団体・連携県の情報収集・分析から得られた情報や対策を構成団体・連携県に共有	
③サーベイランス	構成団体・連携県間でサーベイランス情報の共有		
④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	「広域防災ポータルサイト」等を活用した、関西一円の新型インフルエンザ等に関する情報の提供 - 偏見・差別や偽・誤情報による風評被害防止に関する啓発	- 府県民へ効果的な情報提供と注意喚起を行うための統一メッセージの発信 - 各府県市コールセンター等に寄せられる問い合わせの情報集約・共有	
⑤水際対策	-	検疫所と密接な連携	-
⑥まん延防止	- 基本的な感染対策の普及等 - 有事の対応等について、平時からの理解促進	-	- 構成団体・連携県が実施するまん延防止対策の対応状況を収集し、共有を図る - 府県域を超えて運行する公共交通機関等への感染対策を要請
⑦ワクチン	複数府県に事業所を設置している事業者等での効率的な接種実施のための、構成団体・連携県を通じた事業者への働きかけ	他府県の病院等への長期入院者、妊産婦等について、国において広域接種の体制が整備された場合には、構成団体・連携県と連携して、円滑に実施できるよう努める	住民接種の広域接種に伴うワクチンの偏在に対応した関西圏域内での広域的な融通調整の実施

4 各対策項目ごとの広域連合の主な取組

	準備期	初動期	対応期
⑧医療	高度医療確保のための広域的な救急搬送について関係者間での意識共有	構成団体・連携県を越えた患者受入調整支援や各団体の保有する患者搬送車を提供する体制の構築	-
⑨治療薬・治療法	- 抗インフルエンザウイルス薬について、構成団体・連携県の備蓄状況を把握 - 抗インフルエンザウイルス薬について、地域的な不足が生じた場合の広域的な融通調整を実施		
⑩検査	構成団体・連携県間で検査実施能力確保状況の情報を共有	構成団体・連携県間で検体の採取・輸送体制を含めた検査実施能力確保状況の情報を共有	
⑪保健	構成団体・連携県と連携した情報発信のための体制を整備	- 構成団体・連携県間で相談センターや住民向けコールセンターの設置状況等を共有 - 住民に対して構成団体・連携県と連携し情報提供・共有	
⑫物資	- 構成団体・連携県の感染症対策物資等の保有状況を把握 - 物資について地域的な不足が生じた場合の広域的な融通調整 - 感染症物資等が不足する場合の経済団体等の増産等の要請		
⑬府県民生活・府県民経済	国、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備 - 府県をまたがった指定（地方）公共機関等に対する業務計画等の策定の支援 - 公共機関等に対する緊急物資の流通や運送時の事業継続のための体制整備を要請する - 広域火葬に関する情報収集・共有等	府県をまたがった指定（地方）公共機関等に対する感染症拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請	- 事業者のサービス水準低下に係る府県民への周知を行い不安を和らげ、冷静な判断・行動を促す - 要請の相手方が府県をまたがる際の、価格安定等要請に当たる広域調整